

諮詢番号：諮詢第 287 号

答申番号：答申第 287 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（昭和 49 年 2 月 1 日施行。以下「交付要綱」という。）第 9 条の規定に基づく再判定による療育手帳の書換処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

処分庁から「令和 7 年 2 月 17 日付け〔本件児童〕は療育手帳 C 判定のため非該当となります。」と伝えられたが、検査中、付添人（母）である審査請求人が助言したために正しい判定とならなかつた可能性があるため、本件処分は認めることができない。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求に係る療育手帳の再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「実施要領」という。）及び「福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）」（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が手帳の再判定を行い、本件児童の障害の程度を非該当と判定したことに違法又は不当な点はないかということにある。

- (1) 障害の程度の判定基準については要綱別紙及び申合せで、判定の手法等については実施要領及び申合せで定められている。これらは、「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知) 及び「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知) を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理な点は見当たらない。
- (2) まず、手帳の再判定に当たっては、処分庁の心理判定員が本件児童に対して面接判定により田中ビネー知能検査 V を実施したところ、知能指数は 83 であったとされているが、この数値は、同検査実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、同検査採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。
- (3) 次に、その他「B」は知能指数が「概ね 75 以下」であることが要件とされているところ、本件児童の知能指数は 83 で、B 2 (軽度) の「IQ 51～概ね 75」の範囲外であることから、日常生活能力の到達水準を考慮した総合的な判定を行うまでもなく、本件児童の障害の程度は非該当であることが認められる。
- (4) 処分庁は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って、本件処分を行ったものと認められ、その過程において、これらの基準、手続等にそぐわない点や、不合理な点は見当たらないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 7 年 7 月 8 日付で審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 7 年 9 月 18 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものであり、処分庁が、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないで、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参照した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷 本 拓也